

中部運輸局自動車交通部

令和5年11月16日 14:00発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官
久世、鳥山 Tel 052-952-8082
三重運輸支局 輸送・監査担当
鈴木、濱中 Tel 059-234-8411

乗合バス事業者に車両使用停止処分及び文書警告

中部運輸局は、下記事業者に対して一般監査を実施し、以下の車両使用停止処分及び文書警告を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所並びに営業所名

事業者名：三重交通 株式会社（代表取締役 田端 英明）
住 所：三重県津市中央1番1号
営 業 所：松阪営業所（三重県松阪市大津町795番地の3）
四日市営業所（三重県四日市市川島町字目代4102番地1号）

2. 行政処分等の概要

<松阪営業所>
処 分 日：令和5年11月16日
処分内容：事業用自動車の車両使用停止
20日車（1両×20日間）

<四日市営業所>
処 分 日：令和5年11月16日
処分内容：文書警告

3. 監査端緒

<松阪営業所>
長期間監査を実施していなかったことから監査を実施したもの。

<四日市営業所>
四日市労働基準監督署から三重運輸支局に対し改善基準告示違反に係る情報提供があり、管理体制に疑義が生じたことから監査を実施したもの。

4. 主な違反内容及び違反条項

<松阪営業所>

運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)

<四日市営業所>

運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分等により付された違反点数	松阪営業所	2点
	四日市営業所	0点
当該事業者の累積違反点数		2点